

国立大学法人帯広畜産大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

賞与について、役員としての業績に応じ、経営協議会の議を経て増額又は減額することができることとしている。

帯広畜産大学は、本学の理念である「食の安全確保に関わる人材育成を通じて地域および国際社会に貢献すること。」に基づき、教育の質の向上、研究の質の向上、地域及び国際社会との連携、効率的かつ効果的な大学運営の4つの事項を学長のリーダーシップの元で推進している。

そうした中で、学長は、職員数約230名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校理を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

帯広畜産大学では、学長の報酬月額を指定職5号俸相当としているが、学長の職務内容・職責は他の応用科学系の国立大学法人の長と近く報酬月額は同水準となっている。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
・実施期間:平成25年4月～平成26年3月
・非常勤役員手当の措置の内容:▲9.77%

監事

該当者なし

監事(非常勤)

理事(非常勤)の改定内容と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,455	千円 10,654	千円 3,669	千円 131 (寒冷地手当)			
A理事	千円 11,427	千円 8,402	千円 2,893	千円 131 (寒冷地手当)			
B理事	千円 11,476	千円 8,402	千円 2,893	千円 49 (通勤手当) 131 (寒冷地手当)			
C理事 (非常勤)	千円 1,218	千円 1,218	千円 0	千円 0 ()		H25.12.31	*
D理事 (非常勤)	千円 406	千円 406	千円 0	千円 0 ()	H26.1.1		
A監事 (非常勤)	千円 1,515	千円 1,515	千円 0	千円 0 ()		H26.3.31	*※
B監事 (非常勤)	千円 1,515	千円 1,515	千円 0	千円 0 ()			

注1:「前職」欄の「*」は退職公務員を示す。

注2:「前職」欄の「*※」は退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任した後国立大学法人等の役員となった者を示す。

注3:総額,各内訳については千円未満切り捨てのため,総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人員については、組織の活性化と人件費の抑制に配慮しつつ、本学の教育研究の理念・目標が十分に達成できるように適切な教職員の配置と人件費の管理を行う。
 教員については、戦略的に補充が必要な部署への人事を行い、事務系については、真に必要な部署に限り配置することとしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするため、給与改定に当たっては人事院勧告を参考にし、国家公務員の給与水準を考慮している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績に基づき、昇格並びに昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇 格	良好な勤務成績で勤務し、かつ、昇格基準に達している者は上位の職務の級に決定することができることとしている。
昇 給	1月1日に、同日前1年間における勤務成績に応じて行う。 良好な勤務成績で勤務した職員の標準的な昇給を4号給としている。 (職務の級、年齢によってはこれより低くなる)
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6ヶ月以内の期間における勤務成績に応じて、支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

○平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日、平成21年1月1日における昇給抑制の状況を考慮して必要があるものと認められる場合、平成25年4月1日における号給を1号給上位の号給とする改正。

○55歳を超える職員の昇給は、その者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとする改正。

○特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずる事とした。
 (職員について)

・実施期間:平成24年9月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容:

一般職(一)7級以上,教育職5級,指定職(▲9.77%)

一般職(一)3～6級,一般職(二)4級以上,教育職3～4級,医療職3級(▲7.77%)

一般職(一)2級以下,一般職(二)3級以下,教育職2級以下,医療職2級以下(▲4.77%)

・諸手当関係の措置の内容:

期末手当(▲9.77%),勤勉手当(▲9.77%),管理職手当(▲10%)

地域手当(本給月額に係る部分は適用本給表の級に応じて▲4.77～▲9.77%,
 管理職手当に係る部分は▲10%)

広域異動手当(本給月額に係る部分は適用本給表の級に応じて▲4.77～
 ▲9.77%,管理職手当に係る部分は▲10%)

(役員について)

・実施期間:平成24年9月～平成26年3月

・本給月額の措置の内容:(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容:

期末特別手当(▲9.77%),地域手当(▲9.77%),広域異動手当(▲9.77%)

(非常勤役員について)

・実施期間:平成25年4月～平成26年3月

・非常勤役員手当の措置の内容:(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	185	46.3	6,581	4,960	36	1,621
事務・技術	64	41	4,816	3,696	44	1,120
教育職種 (大学教員)	120	49.1	7,538	5,646	32	1,892
その他医療職種 (看護師)	1					

再任用職員	6	64	4,465	3,819	35	646
事務・技術	3	63.5	3,409	2,913	45	496
教育職種 (大学教員)	3	64.5	5,520	4,723	24	797

非常勤職員	14	38.4	3,139	2,752	34	387
事務・技術	3	48.2	3,562	2,777	41	785
教育職種 (大学教員)	1					
事務・技術 (賞与なし)	5	33.7	2,141	2,141	62	0
教育職種 (大学教員) (賞与なし)	2					
教育職種 (大学教員) (夏季賞与のみ)	1					
教育職種 (大学教員) (冬季賞与のみ)	2					

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	6	45.2	7,039	7,039	35	0
事務・技術 (賞与なし)	1					
教育職種 (大学教員) (賞与なし)	5	46.9	7,643	7,643	42	0

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

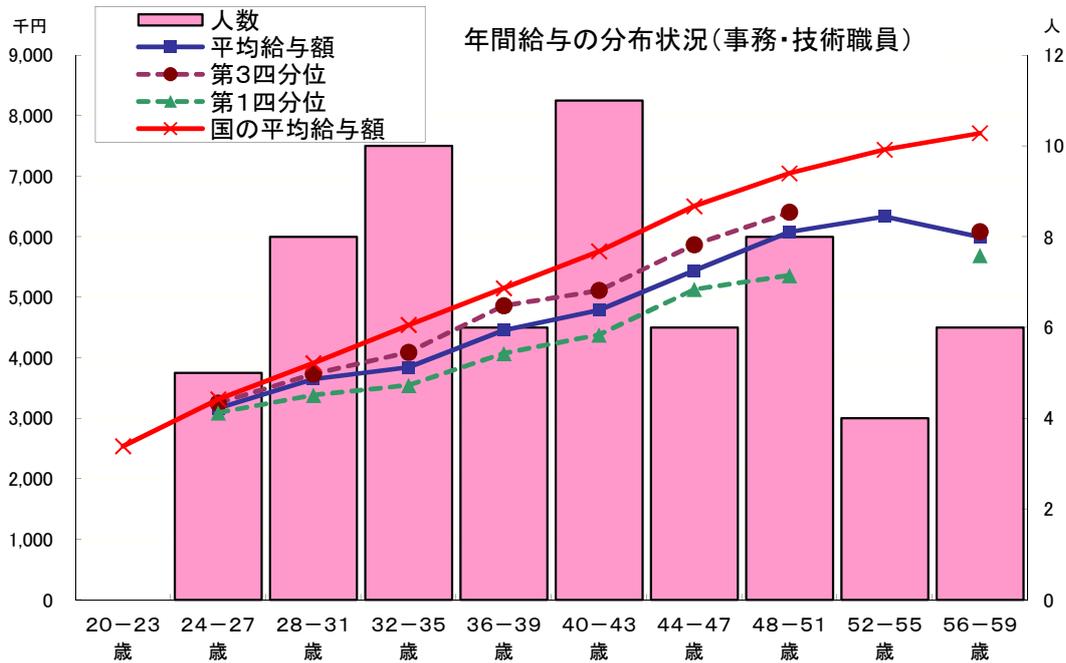
注2: 以下の区分等については該当者がいないため省略した。

- ・常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・在外職員及び任期付職員
- ・再任用職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・非常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

注3: 以下の区分等については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

- ・常勤職員のその他医療職種(看護師)
- ・非常勤職員の教育職種(大学教員), 教育職種(大学教員)(賞与なし), 教育職種(大学教員)(夏季賞与のみ)及び教育職種(大学教員)(冬季賞与のみ)
- ・年俸制適用者における非常勤職員の事務・技術(賞与なし)

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢52～55歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

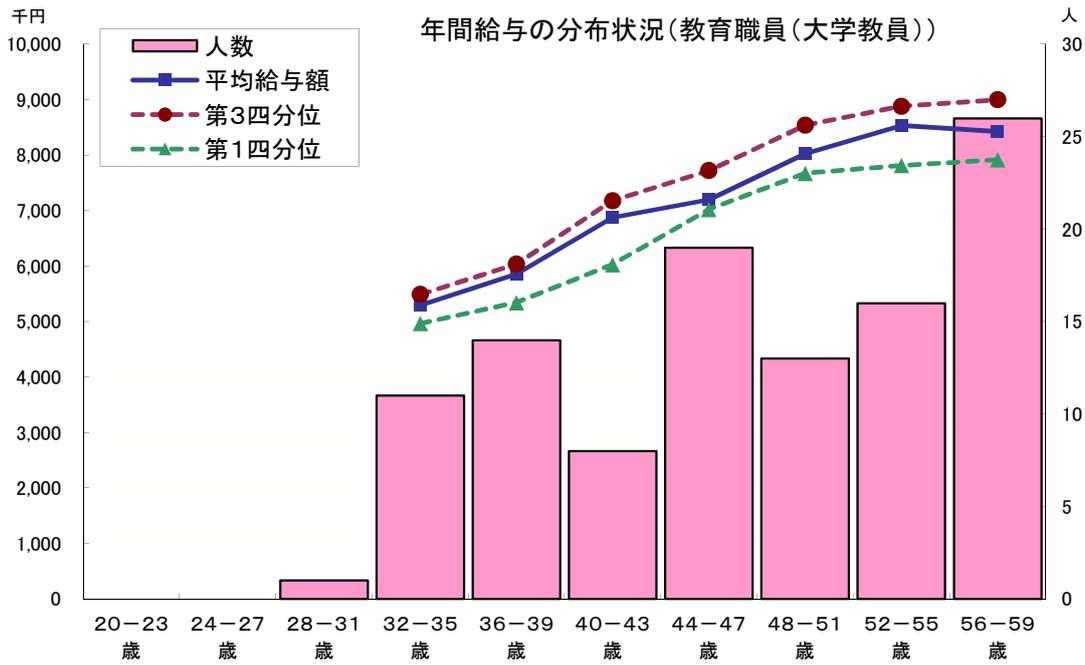
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
部長	1		-	-	-
課長	3	50.8	-	7,306	-
課長補佐	12	52.3	5,606	5,882	6,036
係長	21	44.2	4,789	5,060	5,308
主任	3	39.2	-	4,044	-
係員	24	30.9	3,301	3,638	3,936

注1:部長の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:課長の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

注3:主任の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。



注: 年齢28～31歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
教授	55	55.6	8,308	8,655	9,070
准教授	35	47.8	6,969	7,284	7,557
講師	10	44.1	5,846	6,086	6,360
助教	20	36.1	5,058	5,450	5,695

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任・係員	係長	課長補佐	課長・室長・課長補佐	課長
人員 (割合)	64人	4人 6.3%	22人 34.4%	20人 31.3%	9人 14.1%	6人 9.4%	2人 3.1%
年齢(最高～最低)		27～24歳	40～26歳	59～36歳	54～45歳	59～49歳	
所定内給与年額(最高～最低)		2,574～2,371千円	3,316～2,451千円	4,457～3,343千円	4,872～3,945千円	5,114～4,240千円	
年間給与額(最高～最低)		3,301～3,012千円	4,189～3,173千円	5,778～4,346千円	6,404～5,273千円	6,678～5,692千円	

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		1人 1.6%	該当者なし 0.0%	該当者なし 0.0%	該当者なし 0.0%
年齢(最高～最低)					
所定内給与年額(最高～最低)					
年間給与額(最高～最低)					

注:6級及び7級の該当者は2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあるので、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	120人	該当者なし 0.0%	20人 16.7%	10人 8.3%	35人 29.2%	55人 45.8%
年齢(最高～最低)			45～31歳	57～33歳	60～37歳	62～45歳
所定内給与年額(最高～最低)			5,077～3,754千円	5,599～4,059千円	7,071～4,529千円	7,410～5,343千円
年間給与額(最高～最低)			6,527～4,931千円	7,312～5,327千円	9,001～6,016千円	9,966～7,221千円

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 65.4	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.3	% 34.6	% 34.5
	最高～最低	% 36.6～33.1	% 35.1～34.0	% 35.2～33.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.2	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.8	% 34.1
	最高～最低	% 41.5～28.6	% 35.7～30.2	% 37.9～29.5

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 65.1	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 34.9	% 35.9
	最高～最低	% 38.4～34.0	% 35.7～31.5	% 37.0～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.2	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 32.8	% 34
	最高～最低	% 38.4～32.2	% 35.7～29.7	% 37.1～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

85.1

対他の国立大学法人等

94.7

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人

92.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 85.1	
	参考	地域勘案 92.9
		学歴勘案 86.4
	地域・学歴勘案 93.5	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.6% (国からの財政支出額 3,667,085,212円、支出予算の総額 6,254,803,000円：平成25年度予算)	
	【検証結果】 支出予算総額に占める国からの財政支出の割合が58.6%となっているが、累積欠損額はなく、対国家公務員指数も85.1となっており給与水準は適正であると考えます。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)	
	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきます。	
講ずる措置	今後も適正な給与水準を維持していくものである。	

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 92.2

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と業績職(一)の年収比較を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

III 総人件費について

区分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,459,431	1,558,050	△98,619 (△6.3)	△161,791 (△10.0)
退職手当支給額 (B)	117,602	133,475	△15,873 (△11.9)	△258,077 (△68.7)
非常勤役職員等給与 (C)	230,904	239,933	△9,029 (△3.8)	△54,002 (△19.0)
福利厚生費 (D)	231,162	230,883	279 (0.1)	△600 (△0.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	2,039,099	2,162,341	△123,242 (△5.7)	△474,470 (△18.9)

総人件費について参考となる事項

上記表の区分ごとの増減要因は次のとおりである。

・まず、対前年度比6.3%減少した、給与、報酬等支給総額であるが、定年等退職者の後任を低報酬の新規採用者で補充することを基本としていること及び特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して給与削減措置を講じたことが要因と考えられる。次に対前年度比11.9%減少した退職手当支給額であるが、支給者が7名から6名と1名減少したこと及び「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から退職手当の基本額にかかる調整率を段階的に引き下げる措置を講じたことが要因と考えられる。次に対前年度比3.8%減少した非常勤役職員等給与であるが、新規採用者が少なかった事が要因と考えられる。次に対前年度比0.1%増の福利厚生費であるが、常勤職員の給与削減による標準報酬月額ダウン改定等がありつつも、共済組合掛金・社会保険料の率のアップによりほぼ同額になっていると考えられる。

最後に対前年度比5.3%減少した最広義人件費であるが、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与削減措置が主な要因と考えられる。

・「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき以下の措置を講ずることとした。

①役員在職期間のみの役員(平成25年4月1日から適用)

退職日本給月額×12.5/100×在職月数×業績評価率で得られる額に調整率を乗じて得た額とする。調整率は平成25年4月1日～平成25年9月30日は98/100、平成25年10月1日～平成26年6月30日は92/100、平成26年7月1日以降は87/100とする。

IV 法人が必要と認める事項

特になし